

「さいたまけん★こどものこえ」だいぼしゅう メンバー大募集

申請・問合せ

けん こども政策課 こどもまんなか担当
☎048 (830) 3343

こどもの皆さんのこえを聴き、県の施策に反映させるため、「さいたまけん★こどものこえ」メンバーを募集します。

募集期間 令和7年6月1日から7月31日まで

対象 小学生・中学生・高校生相当年齢、未就学児の保護者・養育者の方



★小中高生の保護者・養育者も応募できます

内容 県政等に関するWEBアンケートへの回答

特典 回答回数に応じアマゾンギフトカード最大1,000円分（小学生は図書カード）さらに、抽選で豪華なプレゼント

申込 県ホームページ（URL:<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kodomonokoe/bosyuu.html>）の募集案内を確認の上、直接申込み

コミセン情報

申込・問合せ

杉戸町コミュニティセンター
☎ (53) 7400



みんなの文化祭 in ココティすぎと

杉戸町コミュニティセンターで活動するサークル団体などが、ステージ発表や作品展示などを通じて、日頃の活動の成果を披露します。

地域の魅力あふれる活動に触れることができ、参加してみたいサークルが見つかるかもしれません。
どなたでもご自由にご来場いただけますので、ぜひお気軽にお立ち寄りください。

日時 6月15日(日) 10時～16時 **会場** 杉戸町コミュニティセンター

内容 ステージ発表、作品展示、ワークショップ ほか



子育て関連制度・手当

申請・問合せ

子育て支援課 子育て支援担当
内線265・279

児童手当

対象 日本国内に居住している0歳～高校生年代まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を監護・養育しており、杉戸町に住民登録のある父母等のうち、生計の中心となる方に支給します。
公務員の方は、勤務先にご確認ください。

現況届の提出 次の方は現況届の提出案内が送付されます。提出がないと手当を受給できません。

- ・児童と別居している方
- ・離婚協議中等で配偶者と別居している方
- ・配偶者からの暴力等により、当町以外に住民票があるが、当町から児童手当を受けている方
- ・その他、当町から現況届の提出案内があった方

各種手続き 受給者やその配偶者・児童について、状況が変わったときは手続きが必要です。

- ・転出・転入・転居したとき
- ・氏名が変わったとき
- ・出生・死亡したとき 等



児童扶養手当

対象 父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない18歳到達後の最初の3月31日までの児童を育てている方（児童に一定の障がいがある場合20歳未満まで）
児童を育てている父または母に一定の障がいがある方

申請 随時受付中。認定となった場合、申請月の翌月分から支給します。

支給 手当は年6回（奇数月）にその月の前月分まで支給します。



特別児童扶養手当

対象 精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の児童を育てている方のうち、生計の中心となる方

申請 随時受付中。認定となった場合、申請月の翌月から支給します。

支給 手当は年3回、4月・8月・11月に前月までの4か月分を支給します。



児童扶養手当・特別児童扶養手当共通事項

所得制限があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。現在受給中の方も、毎年8月に更新が必要です。

こども医療費

お子さんが医療機関などで受診した医療費（保険診療分）の一部を支給する制度です。

対象 町内在住で保護者の健康保険に加入の18歳到達後の最初の3月31日までの児童

手続き 支給は申請日から
ただし、誕生日・転入日の翌日から15日以内に
した場合、誕生日・転入日
が支給開始日



共通事項

- ・加入している健康保険や住所等が変わった場合には、変更届が必要です。
- ・幼稚園・保育園・学校等だけがをした場合、通常、日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象となります。こども医療費・ひとり親家庭等医療費の受給資格証等は使用しないでください。誤って受給資格証等を使用してしまった場合、返還の対象となることがあります。
- ・必要な持ち物など詳しくは子育て支援課へお問合せください。

ひとり親家庭等医療費

母子・父子家庭等が医療機関などで受診した医療費（保険診療分）の一部を支給する制度です。

対象 18歳到達後の最初の3月31日までの児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）と監護する母（父）、養育者
※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

